

『飯山市中学校統合計画』

～ とともに飯山らしい魅力ある中学校づくりを目指して～

平成20年 3月

飯 山 市



【目 次】

1 . 経 過	．．．．．	1
2 . 理 念	．．．．．	1
3 . 必要性と目的（魅力づくり）	．．．．．	2 ～ 3
4 . 計 画	．．．．．	4 ～ 5
5 . 統合による基本的配慮	．．．．．	5 ～ 7
6 . 未使用となる学校施設	．．．．．	7

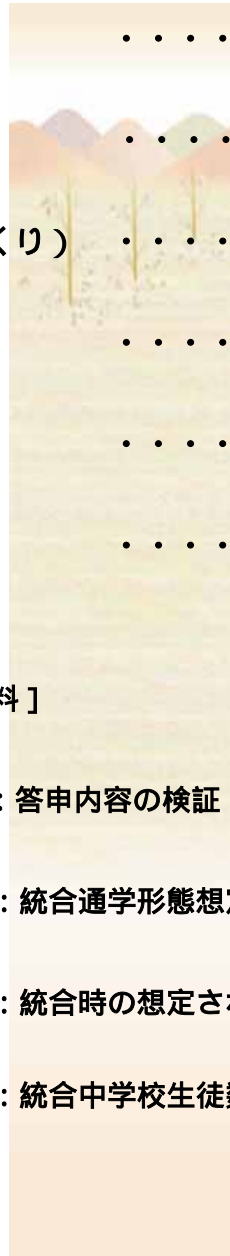
〔添付資料〕

資料 1 : 答申内容の検証

資料 2 : 統合通学形態想定図

資料 3 : 統合時の想定される配慮事項

資料 4 : 統合中学校生徒数推移編成図



1. 経 過

平成 14 年 8 月に『21 世紀の飯山市教育を考える懇話会』が設立され、飯山市教育の現状を見つめ課題等を論議しました。その中で地域の特性を生かした学校教育の創出を図るべく“学校教育で身に付けてほしい力はなにか”また“少子化に伴う学校統廃合の問題について”市へ提言がありました。

さらに、上記懇話会の提言を受ける形で、平成 15 年 11 月には『飯山市中学校適正規模等検討懇話会』が設立され、検討が必要とされた中学校の規模について提言がありました。

市では、これらの提言を受け、中学校の統合について具体的に審議する必要があると考え、平成 17 年 9 月には、市長の諮問機関として『飯山市中学校適正規模等審議会』を設立しました。平成 18 年 3 月に審議会から市長へ、中学校の規模・通学区域・学校配置などの事項について、答申がされました。

平成 19 年の 3 月に、その答申内容に基づき、中学校統合を推進するための審議機関として“飯山市中学校統合推進委員会”が設立されました。答申内容について検証し、地域や学校・保護者との懇談を行うなかで、統合計画（案）の作成について検討・協議し、「飯山市中学校統合計画」（案）を作成、12 月 28 日には、市へ提出（報告）されました。

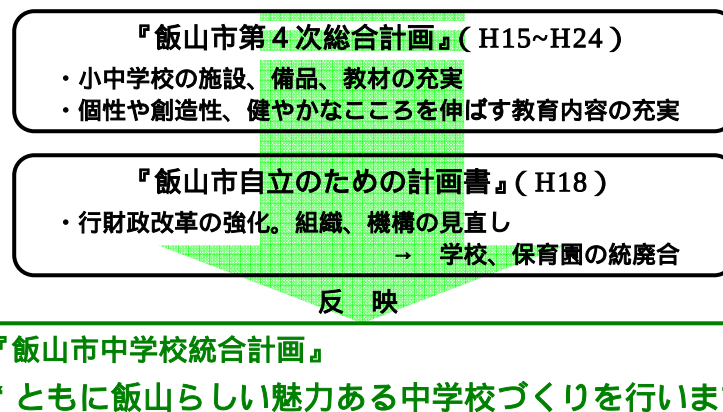
今回の計画は、提出された計画（案）に基づき、今後、推進される中学校の統合について、基本的事項を定めました。

2. 理 念

市の上位計画である「飯山市第 4 次総合計画」や「飯山市自立のための計画書」を反映させるとともに、平成 21 年度に策定される「飯山らしい教育計画」に基づくこととなります。

中学校の統合は、「飯山の自然・文化・歴史をとおして、人情豊かな地域とのふれあいの中で、夢を抱き、確かな学力とたくましく、心豊かな生徒の育成を目指し、幅広く学びの機会が与えられる学校づくりを進めること。」を理念に、地域社会・保護者・行政・学校が連携して計画を推進します。

【計 画 概 念】



3. 必要性和目的（魅力づくり）

（１）より豊かな教育環境づくり

中学生という多感な成長期には、社会における変化に柔軟に対応できる人材の育成をしなければなりません。自らの生き方や人間関係をも広げる体験の機会を多くし、お互いの多様な考え方や個性に触れ、生き方を学ばせることが重要となります。

また、様々な学校活動において、生徒の幅広いニーズや学力の実態に合わせ、教科学習や部活動、生徒会活動についても教育環境の充実をしなければなりません。

そこで、中学校の統合を行い、生徒、クラス数並びに教員数の確保を行うことで、学校内の活力の向上、生徒の自主的活動の活性化並びに生徒への指導体制の充実など教育効果の向上を目指します。

また、学校運営を支援する地域・PTA組織などの活動においても、会員数の増加によって、より幅広い支援体制を組むことが可能となります。

（２）市内中学校における学校規模の適正化

現体制の3中学校となった昭和43年には、人口33,000人を数え、3中学校内では、一学年6~7クラス編成を行っていました。

近年、人口数の減少もさることながら、一部地域での生徒数の減少が顕著になってきており、3中学校での生徒数のバランスが崩れ、学習環境の均衡が取れない状況になっております。

そこで、各学校の生徒数の均衡化を行ううえにも統合し、学習環境の充実を図るとともに選択教科や少人数指導などについても、市内中学校間で均衡のとれた教育環境の確保・効果の向上を図ります。

（３）教育施設の充実

現況の施設等の教育環境を見ると、校舎設備や備品などの整備が必要不可欠となるうえ、通常の修繕費や管理費においても多くの経費がかかる状況であります。今後の財政状況を考えると、教育面でのソフト的な対策費用への投資が限られてしまう状況であります。

そこで、中学校の統合（学校数の減）により、維持管理費用の集約を図るとともに、効果的に経費を投じ、飯山市内の教育施設の充実に努めます。

生徒数等の減少

平成 19 年度当初、市内 3 中学校の生徒数は、779 名です。10 年後の平成 29 年度の推定生徒数は、550 名程度と予測されます。

特に、地域別での減少傾向に差が見受けられ、第三中学校は、平成 17 年度から 1 学年 2 クラス編成となっており、第二中学校でも、平成 20 年度から、2 クラス編成が始まってきます。かたや生徒の 1/3 強を抱える飯山地区の生徒が通う第一中学校では、比較的、減少率が低く、現在の 3 クラス編成のまま推移します。

このような状況から、生徒数の減少により、教員数の減少も伴い、専門教科教員による授業指導や生徒の興味・関心及び学力実態にあった少人数指導ができなくなるといった学習環境にも影響が出てきております。

また、その外でも、部活動や生徒会活動において、生徒の要望にこたえられない現状が見られ、学校内において活力の向上や生徒の自主的活動の活性化が危ぶまれております。

さらに、学校運営を支援する P T A も会員の減少により活動の幅が狭くなるとともに、学校施設の維持管理協力や負担の増加へもつながってきております。

上記のように、市内の生徒数が減少し、3 中学校の生徒数の差がますます大きくなることで、各学校間の学習環境の均衡が図れなくなることや、さらに、市外中学校との差が生じてくる状況となり、今後も、一層このような状況が進むと考えられます。

校舎等の老朽化による施設等維持費の増大と投資効果の低下

3 中学校は、全て昭和 40 年代初期の建築物であり、老朽化が著しく、営繕費用等が年々かさむ状況であります。また、安心、安全な学校環境の確保を図るためにも、耐震診断の実施と耐震化工事が急務となってきております。

しかし、市の財政状況もあり、従来から、施設管理上の諸課題が解決できない上に、今後ますます維持管理費がかさみ、望ましい教育環境の維持という点は、一層と厳しいものとなると思われます。

これらにより、学校運営上重要視される、安心で安全豊かな教育環境の実現からは遠くなり、教育効果の充実は図れなくなることが考えられます。

(資料 1 : 答申内容の検証参照)

4 . 計 画

(1) 計画の骨子

現在 3 校ある中学校を 2 校に統合します。

再編する 2 校は、地域の特性をいかした新たな学校づくりを目指します。

再編する 2 校は、「第一中学校校舎・校地」(A 校) 県教育委員会との協議により「飯山照丘高等学校校舎・校地」(B 校) を活用します。

通学区域は、現小学校区として、

A 校：秋津、飯山、木島小学校。

B 校：泉台、常盤、戸狩、岡山、東小学校とします。

統合再編する時期は、平成 22 年 (2010 年) 4 月とします。

(2) 計画の背景

適正な学校規模

中学生という多感な成長期に、多様な考え方や個性に触れ、自らの生き方や人間関係を広げる機会をさらに多くし、好ましい交友関係を通し社会性を育て、生徒の健全な育成と個性や能力を伸ばすためには、一定の学校規模を維持することが重要となります。このことから、一学年 4 学級、一校 12 学級 (特別支援学級除く) 規模を基準としますが、当市の地形上等からくる人口の分布や気象条件といった、地域の特性を勘案しながら、学校配置を行うこととします。

適正な通学区域

3 校を統合 (2 校か 1 校) する場合の通学区域は、当市の地形や特性を考慮し、生徒が学校生活や通学時間等でゆとりや安心感を見出せる環境づくりを行います。また、「おらが学校」というように、地域の人たちが親しみをもって思いを寄せ、学校と地域の信頼関係をも構築するためにも、出来るだけ地域と学校が距離的にも近い関係を持ち、互いに関心を持ち合う教育環境の維持に努めます。

さらに、中学進学の際に起こりうる、中一ギャップ等での生徒指導上の不安要素を取り除くことや小中学校の連携を強めることから、現在の小学校区を割らずに、かつ、地域における生徒数のバランスをも考慮して、通学区域の設定をすることを基本とします。

適正な学校配置

当市の長細い地形上、南北にＪＲが縦断しており、南には平成 26 年度末開業予定の新幹線飯山駅、北には、戸狩野沢温泉駅があり、隣接市村ともコア（核）となる施設があります。

統合に伴う学校については、将来にわたり、周辺市村を含む地域の利便性やまちづくりを行ううえでもコアとなる駅を中心として学校の配置を行います。

また、地域の特性（文化・歴史）を活かすことで、“ふるさと教育”にもつながると考え、地域との一体感やその特色を見出せる関係を重視すると共に、統合する中学校は複数校として、学校間で切磋琢磨しあえる環境づくりも行います。

さらに、当市の財政状況を鑑み、学校新築は行わないものとし、既存の学校施設を利用します。早急な対応が必要となる耐震診断を実施、その上で、安全で過ごしやすい学校生活の確保に努めます。

なお、給食センターについては、建築物や設備利用状況を考慮し、当分の間、現運営方法を基本に継続し、さらにより良い運営に努めていくものとします。

適正な統合時期

教育改革が急がれている時期、全国各地では、新たに様々な施策が進められています。当市では、生徒数の減少や施設の老朽化による経費の増大、教員数の減少も進み教育環境の低下が心配されます。そのうえ、平成 20 年からは、一層、生徒数、クラス減が生じてきます。このような情勢を受け、生徒への配慮を考えると、早急に対応しなければならない状況下にあります。

しかし、統合にあたっては、新しい学校、まちづくりの推進に関係者との共通認識を持つうえでも、また、より良い計画の構築や地域での合意形成を図るうえでも、一定の期間を設け計画を推進しなければなりません。

また、長野県で行われている高校再編の実状を踏まえ、再編時期を考慮し、生徒や学校関係者への不安要素の軽減を図ります。

（資料 1：答申内容の検証 参照）

5．統合による基本的配慮

（１）遠距離通学への配慮

通学路線並びに通学方法については、現況形態を尊重します。

なお、現行どおりおおむね 6 km 以上（冬期 5 km 以上）の地区について補助を行うとともに、再編に伴い通学形態が変更した地域に関して次のとおりとします。

A 校：木島地区におけるおおむね 5 km 以上となる地域については、路線バスを利用します。また、冬期間の通学に際し、必要に応じた配慮について検討します。

B校：瑞穂地区（東小校区）並びに、富倉地区、柳原地区及び中条区に関しては、生徒数に応じたスクールバスを運行します。

スクールバスの運行については、原則、朝2運行、夕方2運行とします。

なお、バスは学校配置とし、学校行事や活動等に反映させ、きめ細かな運行を行います。また、運行については、統合後の利用状況により、見直しも含め、検討していくものとします。

各学校に公用車等を配置し、緊急時の対応等、幅広い活用を行います。

夏期における自転車通学については、学校による許可を前提として行うものとし、今後、各学校関係者にて検討することとします。

（資料2：統合通学形態想定図参照）

（2）統合時の在校生への配慮

教育課程や指導体制等は、統合計画を念頭に学校・教育委員会の連携を図り、最大限の配慮を行います。

なお、今後、現3中学校と連携を図りながら、クラス編成や年間行事計画について協議実施します。

円滑な統合を図るため、対象となる生徒間や学校間での交流を最大限行います。

制服・体操着等の変更については、統合する間、在校の中学校生活を尊重し、統合時の新入生からの採用とします。

なお、変更については、平成20年度中に、推進委員会：制服等検討部会（仮称）を別途設立し、協議を行います。

統合時には、教員加配等により、指導体制の充実を行い、進路指導など、手厚い指導に努めます。

（3）関連する事項

統合する間は、現3中学校の生活や活動について、常に尊重、配慮するなかで、当該統合計画を推進するものとします。

編成される新しい学校については、統合計画理念に基づき、それぞれの学校理念（特色）を立て、その実現に向けて、努力するものとします。

校名、校歌、校章等については、新たに作成するものとし、平成20年度中に、推進委員会：校名等検討部会（仮称）を別途設立し、協議を行います。

必要とされる通学路の整備等については、引続き、関係者との協議（平成 20 年度中に、推進委員会：通学路等検討部会（仮称）の設立）を行い、改善等に、最大限努めていくものとします。

（資料 3：統合時に想定される配慮事項参照）

（５）統合に関わる問題点への対応

通学距離の遠距離化や学校施設整備、生徒の心理的不安や負担感等、様々な対応が求められます。

計画推進に際しては、今後も、飯山市中学校統合推進委員会が中心となり、検討を行います。引続き、学校関係者や地域の皆さんの理解を得ながら、統合に伴う問題点に配慮し、一層の対応を行うこととします。

6．未使用となる学校施設

今後、当市全体の公共施設の利用計画等を勘案する中で検討していきます。